

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月20日

栃木県知事
福田 富一 様

提出者

住 所 栃木県佐野市小中町6番地
氏 名 共立舗道株式会社
代表取締役 篠崎 良三
電話番号 0283-23-2521

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	共立舗道株式会社
事業場の所在地	栃木県佐野市小中町6番地
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	完成工事高 745,906千円
③ 従業員数	27人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙2のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	排 出 量	5, 140. 37 t	t
	(これまでに実施した取組)		
別紙3のとおり			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	排 出 量	5, 500. 00 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙3のとおり			
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3のとおり		
③ 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3のとおり		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	がれき類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.00 t
	(これまでに実施した取組) 別紙3のとおり	
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	がれき類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00 t
	(今後実施する予定の取組) 別紙3のとおり	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	がれき類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	5,140.37 t
(これまでに実施した取組) 別紙3のとおり		
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	がれき類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	5,500.00 t
(今後実施する予定の取組) 別紙3のとおり		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙3のとおり		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙3のとおり		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	全処理委託量	0.00 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙3のとおり		

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	全処理委託量	0.00 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙3のとおり			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1 共立舗道株式会社における舗装工事フローシート

【工 程】

【廃 棄 物】

【材 料】

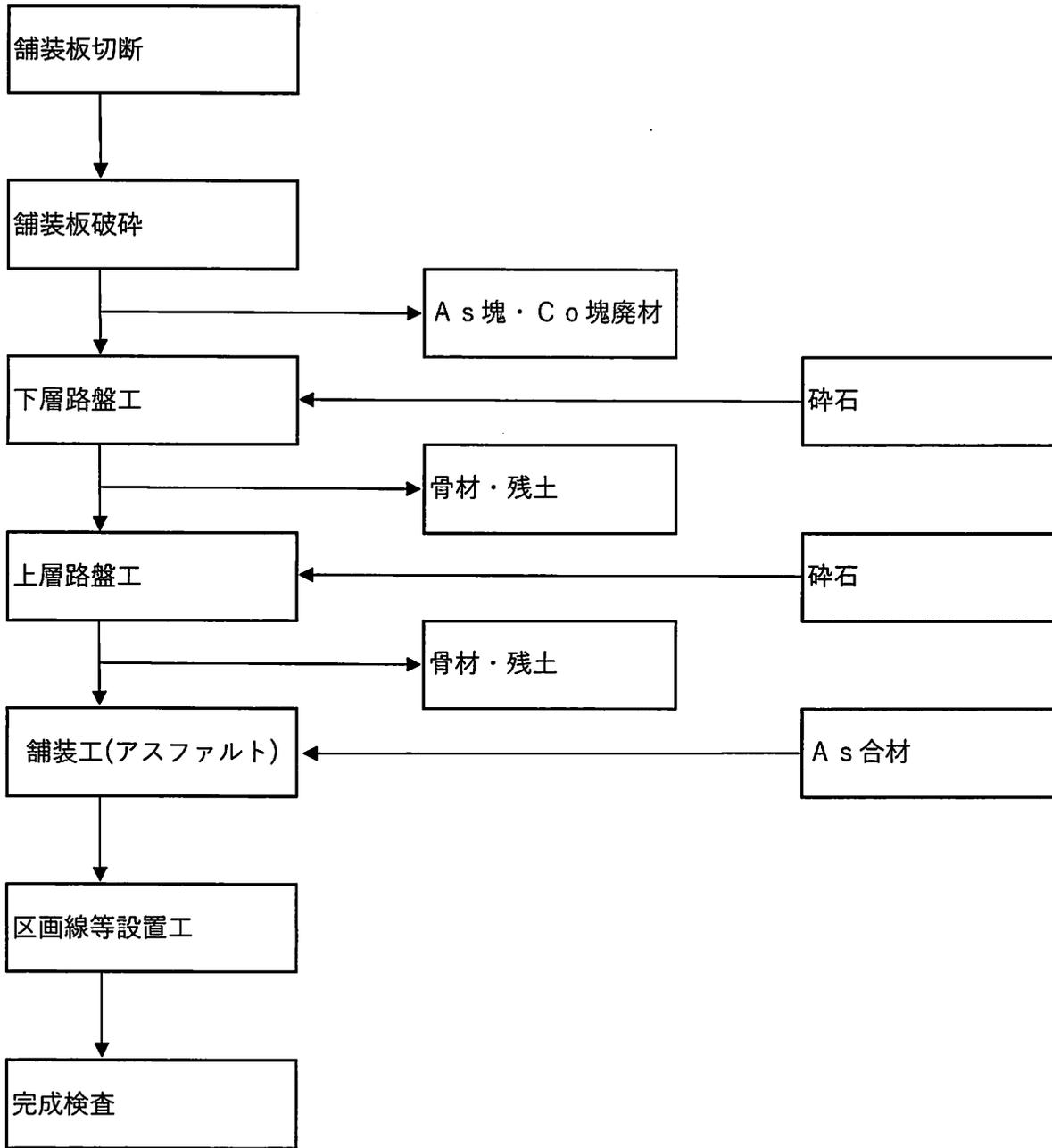


図2 工場（本社）配置図

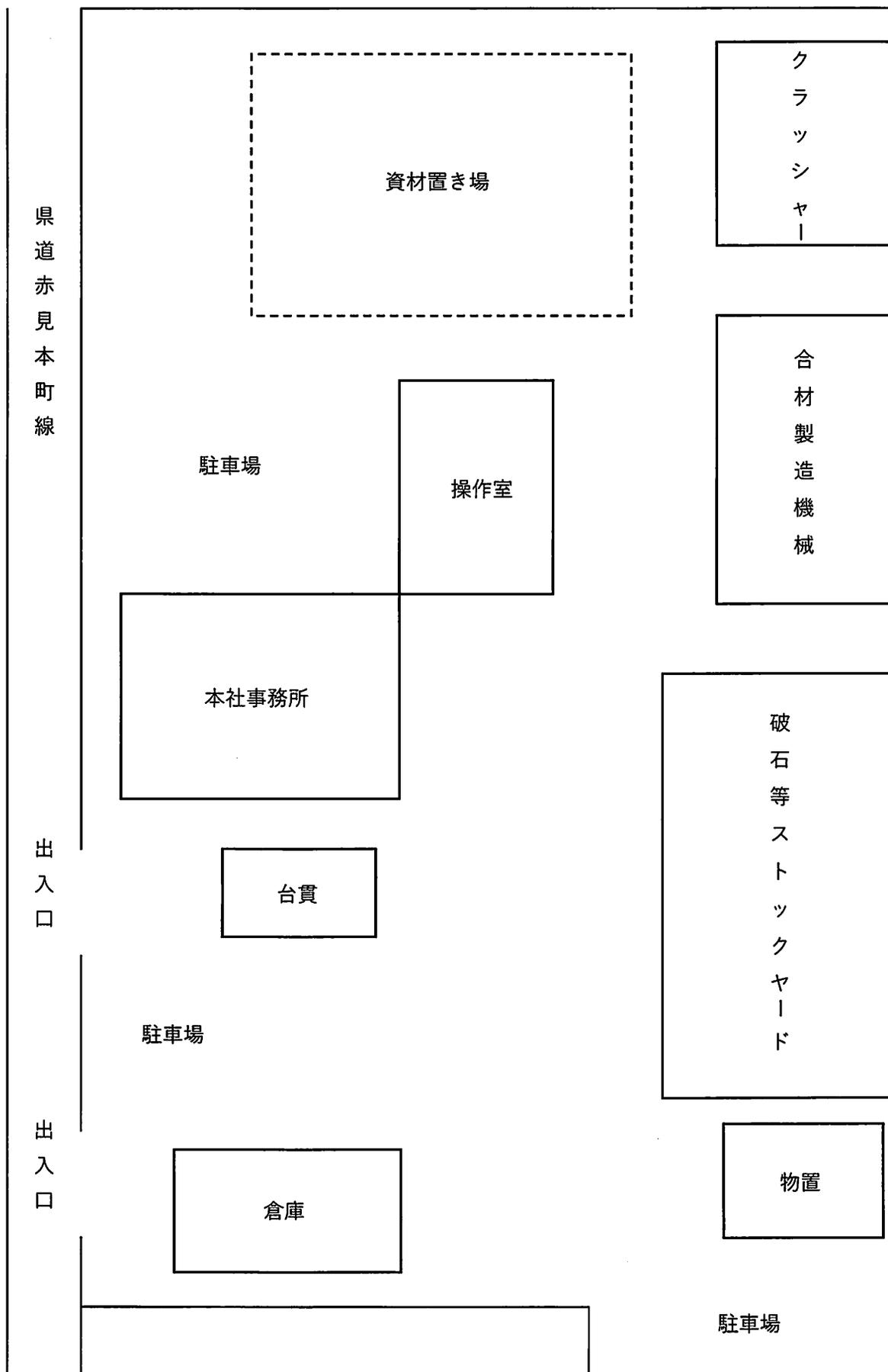
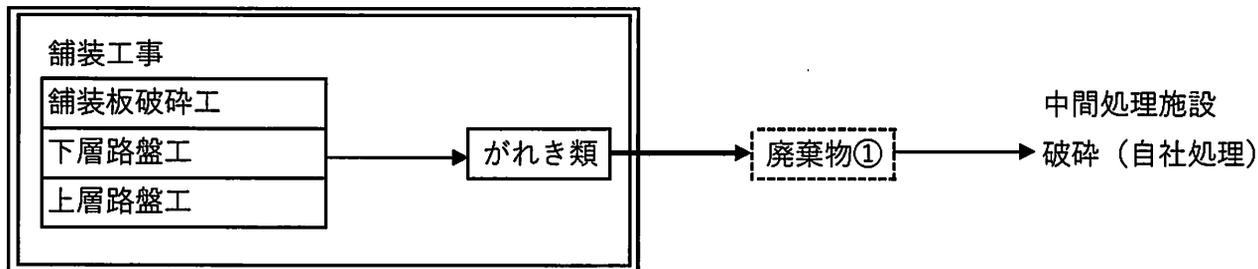


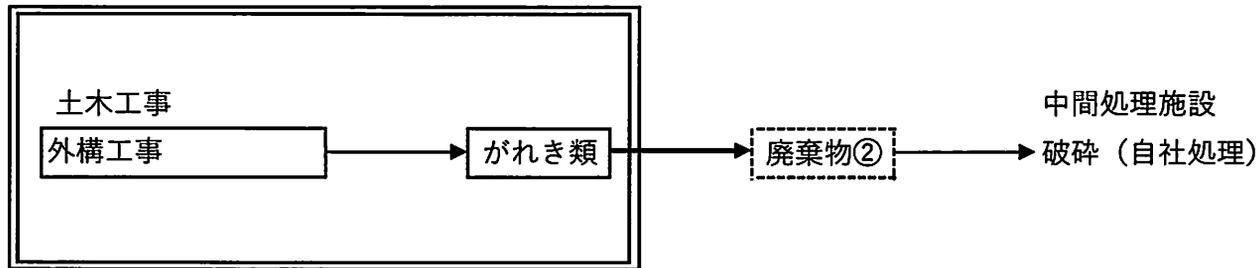
図3 廃棄物処理フロー図（共立舗道株式会社）

共立舗道株式会社の産業廃棄物の発生量 = A現場（廃棄物①）
+B現場（廃棄物②）
+C現場（廃棄物③）

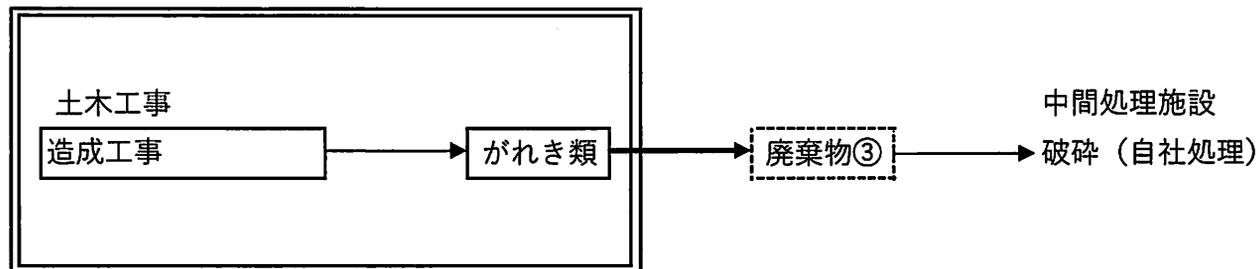
【佐野市・栃木市・足利市ほか】 A現場



【佐野市・栃木市・足利市ほか】 B現場



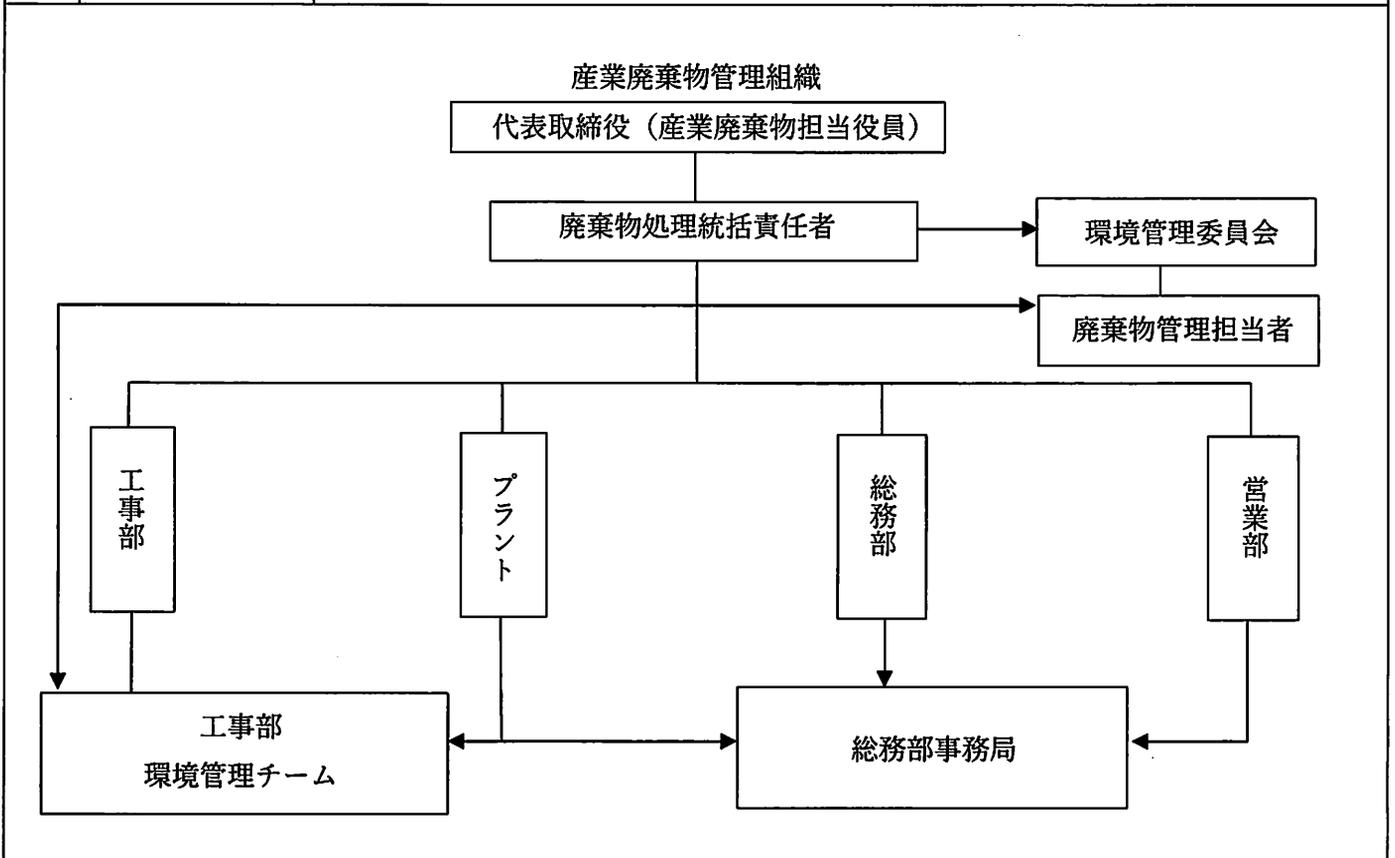
【佐野市・栃木市・足利市ほか】 C現場



別紙2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者		所属：工事部 役職：工事部長
廃棄物担当		組織名：工事部環境管理チーム 組織人数：3人
役	環境管理委員会	○廃棄物処理に関する検討 産業廃棄物の抑制、再生利用、中間処理、適正の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長—工事部長 ・委員—各部署部長 ・事務局—総務部
	廃棄物処理統括責任者	○産業廃棄物処理方針の策定 ○工場の廃棄物管理規定の策定・改廃 ○産業廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
割	廃棄物管理担当者	○産業廃棄物処理計画の作成 ○産業廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生量業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○産業廃棄物関連法令の熟知と周知 ○その他関係する一切の事項



(2) 管理体制の強化

① 管理体制（組織）

社内の各部署と連携し、産業廃棄物統括責任者のもと環境管理委員会を編成する。また、環境管理委員会は工事部環境管理チームと産業廃棄物管理担当者と相互に協力し管理体制の強化を図る。

② 管理方法

産業廃棄物管理規定及び産業廃棄物削減のための工程の標準化について検討する。

(3) 教育・研修

発生する産業廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する事項を整理し、従業員に定期的に教育及び研修を行う。

○管理職環境管理研修

課長以上の職員を対象として、工事現場内における排出される廃棄物の管理や処理に対して法改正が行われる毎に行う。

○産業廃棄物処理基礎研修

すべての従業員に対して、コンプライアンス研修を行い、廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針を周知徹底させる。

○産業廃棄物担当者実務研修

工事部の現場代理人を対象にマニフェスト交付等の産業廃棄物実務研修を行う。

(4) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を高めるために、廃棄物の処理、再生利用、削減努力の状況について情報公開に努める。また、廃棄物の処理状況は常に閲覧可能な状況にしておき第三者からの問い合わせ等についても的確に公開ができるようにしておく。

別紙3 廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、再生利用に関する事項を含む)

(1) 基本的事項

- ① 産業廃棄物を適正に処理するために、慣例法令及びその他の規則を遵守し行政の環境政策に協力する。
- ② 発生した産業廃棄物は責任を持って処理をする。また、処理業者に委託する場合であっても収集運搬から最終処分に至るまでマニフェスト伝票の活用により的確に管理する。
- ③ 再生利用の拡大について、設計及び工程を考慮しながら目標値を設定し実施する。
- ④ 産業廃棄物の発生抑制については、工程及び各関連業者と協力し戻り合材や無駄な材料の過剰購入を抑える。
- ⑤ 処理を委託した業者と処理内容を確認して、処理業者と適切な委託契約を締結する。

(2) 廃棄物処理の現状

- ① 当社から発生する産業廃棄物は大半をがれき類が占め、令和4年度の排出量は5,140.37 tである。また、がれき類（廃アスファルト・廃コンクリート）については、再生材として当社所有の中間処理施設工場で再生材に100%再資源化している。
再資源化される製品は、再生破砕および再生合材があり道路の舗装や路盤、造成に利用している。また、近年の公共工事の設計についても基準をクリアした道路については再生材の活用を盛り込んでいる。

表2 産業廃棄物処理の内訳（令和4年度）

産廃発生量	直接再生利用	埋立処分量	中間処理量	最終処分量
5,140.37 t / 年	0.00 t / 年	0.00 t / 年	5,140.37 t / 年	0.00 t / 年

- ② 産業廃棄物の種類別発生・処理状況、廃棄物処理方法、廃棄物処理施設の設置状況、産業廃棄物の種類別の説明、産業廃棄物処理（中間処理）の課題を以下に示す。

表3 産業廃棄物の種類別発生・処理状況（令和4年度）

廃棄物の種類	発生源	性状	発生量	処理方法
がれき類	舗装工事 土木工事	固形 バラ	5,140.37 t	中間処理施設にて破砕 その後、再生合材に資源化

表4 産業廃棄物の種類別性状の説明

廃棄物の種類	性状の説明
がれき類 (アスファルト)	・形状は固形で、舗装板を破碎した際に発生する。
がれき類 (コンクリート)	・形状は固形で、構造物や二次製品を解体した際に発生する。

表5 産業廃棄物処理（中間処理の課題）

発生抑制	・工事現場毎の設計値の正確さが求められ、設計数量との誤差から生じる合材の余りを2%以下に抑えることを目標とする。
再生利用	・民間工事に対しても、施主に環境への理解を求め再生材の利用を率先して進め、グリーン購入法に則り推進していく。(エコスラグの利用)
中間処理	・産業廃棄物の再資源化をするためには、産業廃棄物の十分な確保が前提条件であり、廃材の受入体制の営業強化を促進する。
その他	・現場が遠方だと再生合材の使用が困難になり、バージン材を使用しなくてはならないときがある。

(3) 目標の設定

当社での産業廃棄物の再資源化率は100%だが、発生量を今後どのように削減していくかを目標に掲げ発生量を令和4年度実績も踏まえて5,500tに抑える目標値を設定する。

具体的な策については、先にも述べたとおり合材の余りの削減、必要以上の掘削を行わないなど工事現場主体で取り組む必要がある。また、工事量の減少から、具体的目標値の設定よりも工法等の合理化を推進しながら発生量の抑制を実施していく必要がある。

また、マニフェスト伝票の管理についても適正かつ正確に管理を徹底し、委託業者と事前確認を行い環境に適した運搬方法・処理状況を確認・協議する。

(4) 産業廃棄物の設置状況等

当社における産業廃棄物処理施設の設置状況を表6に示す。

処理施設としては、アスファルト片及びコンクリート片はクラッシャーによる破碎で、破碎した物は再生資源へと使われる。

表6 産業廃棄物処理施設の設置状況

	処理対象産廃物	処理方法	処理能力	設置年月	設置場所
クラッシャー	アスファルト片 コンクリート片	破碎	800t/日	平成3年12月	当社工場内

(5) 産業廃棄物の処理に係わる情報の収集・管理

行政が行う「産業廃棄物再生利用情報ネットワーク」への参画

当社の、産業廃棄物管理担当者において定期的に産業廃棄物関連法令や産業廃棄物の処理技術について情報を収集・とりまとめを行い各部門へ情報提供を行う。これらの情報は全社員・作業員へ回覧等で情報提供され必要に応じ講習会への参加や勉強会の開催を行う。

また、電子マニフェストの活用により伝票管理及び報告書の事務軽減も見込めることから各関係企業と連携をとり電子マニフェストの活用を推進している。

(6) 中長期的課題

- ①当社工場において、産業廃棄物の自主的な管理基準に加えて再生材の生産面と廃材の受け入れバランスを均衡に保つようにする。
- ②環境にかかる社会活動へ、積極的に参加するようにし地域貢献と社会貢献に努めて、資源循環型の社会実現への責任を全うする。